

令和元年度第1回
文京区都市計画審議会会議録

日時：令和2年2月14日（金）

午後6：01～午後8：13

場所：文京シビックセンター

21階 2103・2104会議室

文京区都市計画部都市計画課

○澤井幹事 開催に先立ちまして、事務局から傍聴の方々をお願い申し上げます。お手元の資料にございますように、静粛に傍聴していただくとともに、拍手などはご遠慮ください。また、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。加えて、録音、撮影などはできないこととしておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまより、令和元年度第1回文京区都市計画審議会を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、本審議会の事務局を担当しております都市計画部都市計画課長の澤井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の都市計画審議会ですが、終了時間は午後8時を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。

次第及び名簿と書かれたA4の紙がそれぞれ1枚、これはあらかじめお送りしたものであります。次に、クリップどめされました第1回文京区都市計画審議会資料。中身は、右肩に資料番号が振ってございます。最初は資料1でございます。A4縦2枚と横1枚、そしてA3の折り込みの資料5枚、ここまでが資料1でございます。

次に、資料2でございます。A4縦1枚の資料と右肩に別紙とある冊子、白い冊子がございます。ここまでが資料2でございます。別紙の後に参考資料1というのが1枚ついて、ここまでが資料2になります。

次は、A4縦の資料3、そしてA4縦2枚の資料4、その後ろにA4縦の参考資料2というのがついてございます。

最後に、A4縦2枚、横10枚の資料5、その後ろにA4縦の参考資料3がついてございます。よろしいでしょうか。

資料はあらかじめお送り申し上げますが、お手元にお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、事務局にお声かけください。

また、ご発言の際は挙手の上、会長から指名がありましたら、係員がマイクをお渡しいたします。ご発言が終わりました際には、お手数ではございますが、係員へマイクをお戻しくださいますようお願い申し上げます。

ここで委員の皆様をお願いがございます。文京区ではプラスチック廃棄物の発生抑制を促進するために、区の率先行動として区の主催の会議ではマイボトル持参を呼びかけ

ることといたしました。今回は缶のお茶を準備させていただきましたが、次回からは、マイボトル等により飲み物を準備いただいてご持参いただきますようご協力をお願い申し上げます。

それではまず初めに、委員の委嘱を行います。委員の皆様の任期は昨年10月1日からとなっておりますが、本日が最初の都市計画審議会ですので、これから委員の方に成澤区長から1名ずつ委嘱状をお渡しいたします。委員のお名前をお呼びいたしますので、自席にてご起立いただきまして、委嘱状をお受け取りいただきたいと存じます。

区長、よろしくお願いいたします。

まず、学識経験者選出の委員でございます。大方潤一郎様です。

○成澤区長 委嘱状。大方潤一郎様。文京区都市計画審議会委員を委嘱します。令和元年10月1日付です。文京区長、成澤廣修。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 市川宏雄様です。

○成澤区長 委嘱状。市川宏雄様。以下同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 平田京子様です。

○成澤区長 平田京子様、どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 小石川消防署長、川原省太様です。

○成澤区長 川原省太様、どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 東京都第六建設事務所長、吉野静夫様です。

○成澤区長 吉野静夫様、どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 次に、区民公募委員でございます。田中賢様です。

○成澤区長 田中賢様、どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 松田吉隆様です。

○成澤区長 松田吉隆様、どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 土井優様です。

○成澤区長 土井優様、どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 次に、区議会議員選出の委員でございます。佐藤ごういち様です。

○成澤区長 佐藤ごういち様、どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 名取顕一様です。

○成澤区長 名取顕一様、どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 板倉美千代様です。

○成澤区長 板倉美千代様、どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 田中香澄様です。

○成澤区長 田中香澄様、どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 上田ゆきこ様です。

○成澤区長 上田ゆきこ様、どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 高山泰三様です。

○成澤区長 高山泰三様、どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○澤井幹事 以上が委員の皆様でございます。

また、幹事につきましては、既に任命済みでございます。

なお、委員の任期につきましては、都市計画審議会条例第3条により2年間でございます。したがって、委員の皆様は、令和元年10月1日から令和3年9月30日まででございます。どうぞよろしく願いいたします。

申しおくれましたが、本日、出席状況のお知らせでございますが、本日につきましては、福田委員、大川幹事のご欠席のご連絡をいただいております。海津委員につきましてはご遅参のようですが、この後お見えになるかと思っております。

それでは、ここで成澤区長よりご挨拶申し上げます。区長、よろしく願いいたしま

す。

○成澤区長 皆さん、こんばんは。区長の成澤でございます。本日はご多用のところ、令和元年度の第1回都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

ただいま幹事からご説明申し上げましたとおり、昨年10月からの任期でございます。令和3年9月までの間、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

本日は、東京都へ意見回答する東京都市計画道路の変更についてをご審議いただきたく存じます。東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針や文京区都市マスタープランの見直し、用途地域等の変更に関する東京都からの原案作成依頼、東京都市計画都市再開発の方針に関する都市計画変更について、加えてご報告を申し上げる予定でございます。

皆様方のご協力によって、安全で快適なまちづくりを今後とも進めてまいりたいと思っておりますので、お力添えいただきますことをお願ひ申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○澤井幹事 ありがとうございます。

続きまして、本審議会の会長の選出を行いたいと存じます。

なお、選出の方法につきましては、本審議会条例第5条によりますと互選によることとされております。会長のご推薦をいただきたく思います。どなたかご推薦いただけますでしょうか。大方委員、お願ひいたします。

○大方委員 これまでも市川先生にお願ひしてまいりましたので、今後とも市川先生にお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○澤井幹事 ただいま市川委員を会長にとの推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○澤井幹事 それでは、市川委員に会長をお願ひいたします。

会長職務代理者につきましても、本審議会条例の同条におきまして会長により指名となっております。市川会長、ご指名いただけますでしょうか。

○市川会長 長年、文京区政に知見をお持ちで、これからもお願ひしたいと思っておりますので、大方先生にお願ひしたいと思っております。

○澤井幹事 それでは、大方委員に会長職務代理をお願ひしたいと思っております。

それでは、市川会長にご挨拶をお願ひいたします。市川会長、よろしくお願ひいたします。

○市川会長 舞台の明かりがつかまりましたので、また今年もお願いいたします。

思い起こすと、たしか2008年だと思います、初めにこの職をいただきましたのが、気がつくと10年以上たっていると。私の人生でも文京区は生まれ育った場所ですから、文京区とは長いおつき合いをしてきた中で、過去10年間の動きを見てみると、驚きじゃないけど、今、最も住みたい区が文京区になっているという。この事実は我々の努力が無関係ではなかったのかなと勝手に思っておりますけど、人々が住んで、これからもそこで活躍したいという場所になれるかどうかというのはなかなか簡単ではないんですね。

そういう中で、文京区民はとりわけ、いろんな課題については敏感な方が多い。我々の側から言うと、うるさい人が多いという場所ですが、そのおかげで文京区の環境を保っているということは確かでございます。

しかし、それだけではいけないので、これから文京区はどういうふうにまちとして栄えられるのかというのは課題だと思っています。子供のころよく通った縁日とか、毎週何かあったお店は今ないわけですよ。マンションがどんどん増えてきて、確かに住みやすいという安心はある一方で、それだけでいいかどうかというのは、これからも要るんじゃないかと。ですから、開発ありきではなくて、開発というのは新しい環境をつくるという中で、その地域をつくっていくんだということが既に歴史が証明していますけれども、これからまた我々もそういう課題があるのかなと思っております。

ただ、去年は1回も審議会がなかったということは、紛争案件がなかったということで、紛争案件がなかったのか、新しい課題がなかったのかわかりませんが、できれば何度かあっていいと思うんですね。文京区をどうするかという議論をして、このまちをつくっていくという作業かと思っております。そういう意味では、私のほかに2人、有力な学識委員をいただいておりますので、皆様と一緒にこれからの文京区を輝く文京区にしたいと思っております。

オリンピックが終わった後どうなるかといういろんな課題があって、東京全体もそうなんですけれども、おそらくその後で輝けるかどうか、これは大きいテーマだと思っております。微力でございますけれども、これからも文京区のために、私、先祖代々文京区なものですから、お墓も全部文京区で、お墓へ行くと元禄時代から全部あるんですね、お墓がずらっと。誰か知りませんがね。ということで、私は文京区に土を埋めることになりますので、ぜひこれからも皆さん、よろしくお願いいたします。簡単ではござい

ますが。

○澤井幹事 ありがとうございます。

次に、区長より審議会への諮問がございます。区長、よろしくお願ひいたします。

○成澤区長 文京区都市計画審議会会長、市川宏雄様、文京区長、成澤廣修。

文京区都市計画審議会条例第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。
記。東京都市計画道路の変更について（東京都決定）。

以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

（諮問文手交）

○市川会長 了解いたしました。

○澤井幹事 区長はこの後の日程がございますので、退席させていただきます。

○成澤区長 どうぞよろしくお願ひいたします。

（成澤区長退席）

○澤井幹事 それでは、本日の審議会の進行につきまして、お手元の次第に従い進めさせていただきます。

なお、これからの進行は市川会長にお願ひすることといたします。市川会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○市川会長 それでは、審議を始めたいと思います。これからの運営は、文京区都市計画審議会運営規則に従い進めてまいりますけれども、規則第9条により、本審議会は公開するということになっております。よろしくお願ひいたします。

本日、審議をしていただく議案は1件でございます。

それでは、議案につきまして事務局より資料の説明をお願ひいたします。

○澤井幹事 それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。資料1、東京都市計画道路の変更について（東京都決定）につきまして、都市計画部都市計画課よりのご説明となります。

なお、本件は件名にもありますように、東京都の都市計画決定案件である都市計画道路の変更に関するものです。その決定に先立ち、東京都から関係区の1つである文京区に対し、都市計画決定が予定されている内容に関する意見照会があったことから、本審議会に諮問したものでございます。

では、資料の内容に入ります。

1、これまでの経緯です。まず（1）です。平成16年3月に公表されました区部に

おける都市計画道路の整備方針、通称第三次事業化計画と呼ばれておりますが、この検証の中で、都市計画道路の見直し候補区間として選定されたものの1つが日暮里・谷中地区の3路線と呼ばれております補助92号線と補助178号線の一部区間及び補助188号線の全区間であります。このうち補助178号線が文京区から台東区にかけて計画されたものとなります。詳しい位置については、後ほど資料でご説明いたします。この日暮里・谷中地区の3路線につきまして、平成27年12月に見直し候補区間の全区間廃止という方針が示されたことから、東京都及び関係区である文京区、台東区、荒川区において協議を進めてまいりました。

続いて（2）です。上記の補助178号線につきましては、東京都が都市計画変更素案を作成し、令和元年8月30日、31日の両日、東京都及び関係3区による日暮里・谷中地区の3路線の都市計画変更素案説明会を共同で開催しております。

続いて（3）です。上記説明会の終了後、令和2年1月8日に東京都知事から文京区長宛てに、都市計画法の規定に基づきまして補助178号線について、その都市計画変更に対する意見照会があったものであります。この資料の次におつけしてあります下にページで2とありますのが知事から区長への照会文書の写しでございます。

以上がこれまでの経緯でございます。

次に、2、対象路線の内容、文京区に関するものについてです。

まず、資料の3ページをごらんください。A4横使いの東京都市計画道路の変更（東京都決定）でございます。これが今回の都市計画の変更の計画書となります。1行目には、東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第178号線を次のように変更するとあり、その下の表に変更後の内容が記載されております。

この表の下、このページの中段部分には、変更の理由として、都市計画道路の必要性が低いことが確認されたため変更するとあり、その下の表には変更の概要が記載されております。

具体的な内容は図でご説明いたします。資料の4ページと5ページをごらんください。A3横のカラーのものになります。4ページは文京区側の都市計画図、5ページは台東区側の都市計画図でございます。

今回変更されます補助178号線ですが、4ページのやや左側、白山通りの白山下から千駄木の大観音通りを経て、団子坂下の不忍通りまでの部分が赤い色で塗られているのがおわかりいただけると思います。さらに、不忍通りから台東区谷中方向に続く部分

が黄色に塗られております。

その続きが5ページの左側になります。同じく黄色に塗られているのが、少々わかりにくくて恐縮ですが、ごらんいただけるとと思います。ちょうど位置的に、横に並べていただくと、大体同じ高さぐらいにつながりますが、周囲が黄色くて見づらくて恐縮なんです。ちょうど続きの部分を同じく、幾らか周囲よりは鮮やかな黄色で塗られてございます。白山二丁目から谷中の補助92号線というところにぶつかっておりますが、これが現在の補助178号線で、延長約1,960メートルの道路になります。そして、今回の変更で廃止となりますのが黄色で塗られた部分の千駄木三丁目から谷中の補助92号線までの延長570メートル。文京区内につきましては約100メートル。ちょうど4ページの端に出ています黄色い部分、短い部分ですが、この部分が100メートル程度。文京区内については100メートル程度ということになります。

したがいまして、今回の変更により補助178号線は、文京区内の最初にご説明しました赤い部分の延長約1,390メートルに変更されるということでございます。

なお、今回の変更にあわせて存続する178号線、今申し上げた赤い部分ですが、従前、未決定でありました車線数について2車線、片側1車線と決定いたします。4ページの図中、黒字で書き込みがあるのがごらんいただけるとと思います。

なお、この後ろの資料の6、7、8ページは、補助178号線の範囲をより拡大した都市計画図となります。

8ページをごらんいただきますと、今回廃止になる範囲が黄色く塗られているのがごらんいただけるとと思います。

なお、この黄色い部分は、現状の幅員が約11メートルで整備されております。都市計画道路の廃止後は、現状の幅員で東京都道として引き続き管理されてまいります。

それでは、最初の資料1の1ページ目にお戻りいただきたいと思っております。3の今後のスケジュールになります。

令和2年2月19日から令和2年3月4日まで、都市計画法第17条の規定に基づく都市計画案の縦覧を東京都庁及び関係区庁舎で行います。意見書の提出については、東京都庁で受け付けます。続いて、令和2年5月、東京都都市計画審議会において関係区からの意見及び上記意見書を踏まえた上で今回の都市計画変更案が審議されます。そして、令和2年6月、上記審議会の答申を受け、東京都により都市計画変更決定の告示が行われる予定となっております。

以上で資料1、東京都市計画道路の変更について（東京都決定）についてのご説明を終わります。

○市川会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございました。質疑、ご意見等がございましたらこれからお願いいたしますけれども、内容によりましては、担当であります各幹事に説明していただくということもありますので、ご了解願いたいと思います。

それでは、ご質問、ご意見がございましたら、順次お願いいたします。佐藤委員。

○佐藤委員 自由民主党の佐藤ごういちでございます。既に178号線上で区分所有住宅などで東京都が買収しちゃった土地、拡幅に伴って買収してしまった土地が、今度、15メートルにならずに11メートルとなった場合に、その土地の権利が東京都のままで残ったままだと、例えば再建築だとか使用に当たっての道路の接面ということでは弊害が出る可能性があると思うんですけれども、その辺の扱いは今後どうするんでしょうか。

○市川会長 事務局、お願いいたします。

○澤井幹事 今回、拡幅予定であった部分のうちの東京都が買収済みというお尋ねでございます。私のほうで聞いている限り、建物敷地の部分における買収部分というのはまだないと聞いております。道路部分に関しては買収された部分があるかと思っておりますけれども、私が確認している限りにおいては、もともと私有地であった部分で、現在建物が建っている前の部分になりましようか、道路側の部分、そこで既に買収済みとは聞いてございません。

○佐藤委員 では、既に私有地でなくて、道路で東京都が買収してしまった場合は、そこは当然、11メートル以上あっても道路扱いということによろしいですね。

○澤井幹事 道路区域としても既に管理されている部分は当然、道路ということになるかと思っております。計画道路の中で、当然、事業決定しておりませんので、都市計画道路の計画の範囲だった部分というのは、基本的には、今回、線が廃止になりますので道路ではないということになってまいります。

○市川会長 よろしいでしょうか。佐藤委員。

○佐藤委員 道路でない扱いになってしまうと、接面が道路じゃないということになってしまうんですよ。東京都の道路があって、それで買収した土地があって、その隣に所有地があると、その買収したものを挟むときに、それが道路扱いになってないと接面にならないから、そういう案件がなければいいんですけど。

○市川会長 事務局、お願いします。

○澤井幹事 そういった案件はないと確認してございます。

説明が不十分で申しわけありません。今回の道路のうちの不忍通りの交差点の隅切り部分でもう既にも買収して道路区域として編入されていて、そこは今後も道路として参入されます。例えば建物が建ち並んでいるうちの間のようなところで、今回おっしゃっているような部分的に買収されたという部分はございません。

○市川会長 よろしいですか。ほかにご意見、ご質問ございますか。お願いいたします。

○土井委員 最初、どうしてここが新しく工事が必要だとなって、なぜ今回、必要じゃなくなったのかわからなくて、それが知りたいです。

○市川会長 では、事務局からお願いいたします。

○澤井幹事 都市計画道路、これは過去に都市計画決定ということをした。これはたくさんさんの都市計画道路がございまして。そして、実際、計画をされていても、まだ道路として事業ができていない、つまり道路としてできていないものも実はまだあって、都市計画道路を計画した内容とおりに道路をつくっていくという長年の作業が続いているということになります。

今回、ただ都市計画道路として線が引かれていても、なかなか事業が進んでいない部分について、事業化計画というのを東京都がたくさんさんの都市計画道路を持っていて、その事業を今後どうしていくかという検討を何年か置きに行っております。今回、平成16年に第三次事業化計画という事業の進め方、そして見直しなども含めた検討を行っておりまして、その中で必要性の検証ということがされました。時代が変わって交通量が変わったり、それから道路の利用の状況が変わったりする中で、この道路は果たしてほんとうに必要なのかどうかということの検証を行う中で、今回、谷中・日暮里3路線と呼ばれた部分については、当初、都市計画上の道路として引くべしと過去に決定されたことがあります。現状においては都市計画道路、その道路がなくても、その他の道路であるとかの利用によって道路の必要性が、当初の計画道路どおりの道路をつくる必要性がないという判断を行い、そして今回、廃止すると決定したという流れでございまして。

○土井委員 ありがとうございます。それは、安全性とか、道路がすごく狭くてバスが通る道で、バスが通る道で2車線だとすごく危ないなというときがあったりするじゃないですか。そういうのも完備されて、ここは安全だから大丈夫だねと決まったということですか。

○澤井幹事 おっしゃるとおりです。まさにその道路の交通事情等も十分に検討されて、今ある道路の幅員でも、今の交通事情において十分な安全性、利便性が確保されるという判断の中で廃止の決定がされております。

ちょうど今回の部分というのはわかりやすい部分があるんですけども、ここの補助178号線です。ご存じかもしれませんが、ちょうど団子坂下のところで廃止される部分とされない部分が分かります。廃止されない部分の文京区側、団子坂上から大観音通りのほうは都バスも通っておりますし、交通量も多いんですが、不忍通りの向こう側、台東区に向かう側ですと、都バスも通っておりませんし、交通量もそれほど多くないという状況の違いがあります。ですので、文京区側は存続しますが、台東区側の方向については、台東区の中も含めて今回廃止を行う。必要性が低いということで廃止を行うという決定をされたというものでございます。

○土井委員 ありがとうございます。

○市川会長 ほかにどなたかご意見。まずこちらから。次、板倉さん。

○田中（賢）委員 この補助178号線ですけども、現状で結構道幅が広がったなという記憶がありまして、広いわりには車があまり走ってないという感じ。歩道もなかったと思うんですけども、これが台東区側が廃止されてということになると、文京区内の178号というのはあまり活用されないことになっちゃうんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○市川会長 活用されないというのは、車の量が少ない。

○田中（賢）委員 そういうことですよ。

○市川会長 車が少なくなるから。

○田中（賢）委員 現状でも使われていないのに、こっちの道路がなくなるとますます使われないことになるだろうと思うんですね。

○市川会長 それで。いいじゃないですかというか、人にとってはいいことかもしれないということですか。車が減ってくるということですか。

○田中（賢）委員 既に文京区内で整備されているものがあるのに、それが活用されないというのは無駄じゃないかということです。

○市川会長 活用というのは。

○田中（賢）委員 15メートルで文京区内は整備して、その先は細くなって、そこは車が1車線しか通らなくなるということですよ。そういうのは道路として十分活用でき

ないんじゃないかと思うんですけど。

○市川会長 さっき出た質問、都市計画道路というのは東京都にいっぱいあって、いろんな見直しが始まっていて、最近の車の状況とか見て、そんなになくていいよという大きい流れの中で、おのおのの場所でどうかという検討がされています。今回も同じで、確かに台東区側がどうかという話はあるけれども、そもそも今の道幅でさらに広げる理由もなかろうということと同時に、今のご質問は、さらに車が減っちゃうと活用できないという、その活用というのはどういう意味での活用ですか。

○田中（賢）委員 だから、15メートルの道幅で確保されているのは、15メートルの道幅でずっと整備することを前提にしていたんだろうと思うわけですがけれども、台東区側がそうになってしまうと、実際にはその幅を確保する必要はそもそもなかったということになっちゃいますよね。

○市川会長 では、台東区側の先のほうは狭いのに、こちらがそのままはどうかという質問ですか。いかがでございましょうか。

○澤井幹事 先ほどいただいたご質問とも関連してくるかと思うんですけども、この178号線、文京区側で残る部分と、それから不忍通りから先の台東区にかけての部分計画線としてはなくなっていく、現状の幅員でということになります。まさに一連の道路ではございますけれども、不忍通りから文京区側と不忍通りから台東区方向については、名称としても同じ178号線という名称ではありますが、道路の使われ方の現状として、不忍通りから都バスが曲がってくるという状況の中で、文京区側の団子坂から上がっていくあたりというのは交通量が多いです。都バスの本数も時間当たりでも多くなっています、通学の学生さんたちも多かったりという部分がありますけれども、現状において台東区側の道路については一転して、それほど多くの自動車の交通量であるとか歩行者量というものが見受けられないという、そういう状況を勘案して、あその場所で、廃止と存続を切り分けた判断と考えております。

○大方職務代理者 実は私、台東区の都市計画審議会委員もやっております、つい先日、台東区側の道路の廃止のところの問題とか、それと絡んだ地区計画の策定についていろいろ議論している途中でございます。若干ご説明いたします。ご説明というよりも、補足します。

台東区側、黄色いところ、計画は15メートルですが、現状で10メートルちょっとぐらいは大体できているんです。特に車道については、ほぼ15メートルにしてもしな

くても同じということで、ですから、交通量の問題からすると、今の状況で何も問題はないということです。

ただ、先ほど安全上、今のままで問題ないとおっしゃったけど、私はそうは思っていないで、歩道は狭いんです。そこは大変問題があると思っております。ですが、これを15メートルに拡幅するということは非常に非現実的であります。おそらく地元の人たちはあまり賛成しません。また、拡幅するとせっかくの古い出し桁づくりの建物とか、歴史的な風景がなくなりますので、むしろ現道の10メートルないし12メートルある中で何とか交通量の管理とか歩行者空間を少し横っちょに出してとか、いろんなことをしながらよい環境にしようと、そういうことで都計道を廃止したということなんですね。

そのままの延長線で不忍通りまでは文京区側もつながっておりますので、現状でかなりできていると。専門用語で概成路線とか申しますが、大体できているということで、これ以上、無理をすることはないだろうと。むしろ、これからは歴史保全あるいは歩行環境の向上に力を入れようということになったと理解しております。

ただ、口を開いたついでに言いますと、台東区側、今の補助178号はそういう問題で結構でございますが、むしろその先、先と言いますか、上野公園の中を通ってつながっていくところがございます。そっちのほうはかなり問題があるんですけども、それについては今日この課題ではございませんので、差し置いておきたいと思っております。

○市川会長 何かございますか。大丈夫ですか。

○田中（賢）委員 よくわかりました。今ちょっと話が出ましたけれども、上野公園とのつながりのところというのは、僕もどうなのかなと思っておりますところがありまして、あそこ、切れちゃっているんです。つながっているけれども、非常に細いんですよね。そこについては、通常の道路として使える程度の整備は期待したいなと思っておりますけど。

○大方職務代理者 それは台東区側の。

○田中（賢）委員 台東区案件ですね。

○大方職務代理者 本来、都の仕事でもあるんですけどね。

○市川会長 ありがとうございます。では、板倉委員、お願いいたします。

○板倉委員 178号線ですけど、文京区部分で言いますと100メートルになりますが、2015年12月にここに報告にありますように、見直し候補区間の全区間廃止という方向性が出されて、昨年8月30日と31日、東京都と台東区、荒川区、文京区、合同の説明会があったと書いてありますが、説明会、それぞれどこで開かれて、何人参加さ

れたのか。それと、影響が大きいのはどちらかという台東区、荒川区が大きいかなとは思いますが、文京区から参加をされたという、そういうカウントの仕方というのがされたのかどうかということと、あと文京区側で参加された人についてはどのような意見が出されたのか。その辺、つかんでいるところがあったら教えてください。

○市川会長 では、参加状況並びに文京区側からの意見、お願いいたします。

○澤井幹事 昨年8月30日、31日に2回の説明会が行われてございます。8月30日につきましては、荒川区の第一日暮里小学校体育館というところで113名の方のご出席をいただいた。31日につきましては、台東区谷中小学校体育館、107名の方のご出席をいただいたという、東京都の記録では記載されてございます。

文京区からの区民としての参加、実は、この出席については任意の記名になっておりまして、文京区の方が何人いるかというのは、数字としては明らかにはなってございません。ただ、文京区の方が何人かいらっしゃっているということ自体は、私の存じている方もいらっしゃったのでわかっておりますが、トータルで何人いらっしゃったというのはわからない状況でございます。

ここでお話のとおり、道路の含む部分が大きい台東区、荒川区の区民の方からは、かなりいろんなご意見が出されましたが、文京区部分に関して、文京区民の方からのご質問とかご意見というのは、両説明会においてもなかったというのが結果でございます。

○市川会長 委員、お願いします。

○板倉委員 わかりました。都市計画決定されてから74年たちますか。ですから、そういう点では、この間、建築制限をかけられてきていまして、一定緩和した部分もありますけれども、相当皆さん、ご意見があったのではないかなと思います。

都市計画道路が廃止ということになりますと、道路が広くなってしまうのではないかという心配もあって、先ほど大方先生からお話がありましたけれども、台東区の谷中の地区では今地区計画という、そういう検討が始まっているようですけれども、そうなってくると、一体的なまち並みを維持できるような、今のような風情あるまち並みが壊されて、高い建物が建てられてしまうのではないか、そういう不安もある中で、台東区と地続きですから、同じようなそうした風景が私は続けばいいなと思っております。

それで、昨年7月25日のときに建設委員会がありまして、この問題について報告があったんですけれども、そこで課長の答弁では、区境を越えて極端に道路に関する考え方が違ってしまうという不整合というのはよろしくないという発言がありまして、都市

計画道路としての線が消えても、それに伴ってされていた用途地域の路線式、都市計画道路の20メートルのところでは引かれた線とか、用途が変わったり容積率が変わったりする部分については、従前のままでいきたいと思いますということで3区と東京都と合意をしていると答弁がありましたけれども、そのところはきちっとその合意がそのまま進んでいくと思います。

この8月の説明会のときには、そういう内容を説明するであろうとお答えがあったんですけど、文京区の方々にどういう形でそれが伝わっていくのかなというのがあります。この地域の方々については、道路計画がどういうふうになっていくかというのを皆さん関心を持っていらっしゃるって、この内容についてはご存じの方というのは大変多いんだと思うんですけども、文京区独自の問題として関係者の皆さんに説明する機会が私はあってもいいのではないかなと思うんですが、その辺がどういうふうになっているのかということと、あと2点お聞きしたいのは、都市計画道路の線が引かれている中の方々については、固定資産税とか都市計画税が一定、減額補正という形でされていると聞いておりますけれども、これからその辺がどうなっていくのかということと、既存不適格というのが出現しないのかどうか、その辺もあわせてお願いいたします。

○市川会長 今3点ご質問があって、このことについてはさらに説明会を行うのかどうか。2つ目は、現在行われている固定資産税、都市計画税の減額補正はこれからどうなるのか。3つ目は、この件で既存不適格が発生するのかという3点ですね。これについて説明をお願いします。

○澤井幹事 では、まず1つ目のご質問の関係住民への説明というお話なんですけど、まず当初の説明会につきましては、周知としては、区報にも掲載した上に、東京都と私どもで町会長にご説明した上で、各戸に全て説明会のご案内をしたという意味で、一応周知という意味での漏れはないものと思っております。窓口等で当然ご質問いただければ、ご回答できる形での体制は整えておりましたが、特段のお尋ねがなかった状況ではございます。

今後、これは当然、都市計画の変更に関して都市計画決定手続の中で都市計画法に基づく縦覧というのが、先ほどご説明しましたけれども、ございます。その中で意見等もいただくようになっておまして、それをもとに、東京都の都市計画審議会の中での審議がなされる。その上で、それを踏まえた形での決定ということになっております。ですから、ご意見等を言っていただく機会は今後まだ用意されているという状況でございます。

ます。

文京区だけで特段の説明会をとというのは用意してございませんけれども、そういった中で、都の説明ではなくて、区に聞きたいというお話があれば、区でお答えできることについてはお答えしていくという準備は当然していきたいと思っております。

それから、税金の話でございます。都市計画道路でなくなっていく場合、これまで税の免除ですとか減額といったことがあったかと思っておりますけれども、これにつきましては、今後、都市計画道路でなくなる部分については、今後は本来の税制の中で課税をされていくことになるというのは、これは法律どおりという形になってくると思われまます。

それから、最後に既存不適格のお話なんですけれども、これまで建築制限がかかっていて、建物が建っている形だったものが都市計画道路の範囲内において建築制限がなくなるという意味では、状況は少し変わりますが、今まで建てられなかったところに建てるのが可能になるという変更でございます。

一方、今回、都市計画道路の線の廃止以外の都市計画の変更、例えば容積率、用途地域等の変更というのは今回ございません。先ほど既にお話がありましたように、そういった方針であるということ、前回の建設委員会でご説明しましたが、現行、その方針はそのまま継続しております、今回、都市計画道路以外の都市計画の変更は行われませんので、ということになりますと、したがって、建築制限にかかわる法律が緩和される部分が一部ありますけれども、制限の強化はございませんので、基本的に既存不適格は生じないものと理解しております。

○市川会長 いかがですか。どうぞ。

○板倉委員 わかりました。東京都の計画ですから、区として独自にという形というのはなかなか難しいことかもしれませんけれども、先ほど各戸に案内を差し上げているということで、その上、これから縦覧と意見書の提出ということですから、全部というか、かかわる方々に周知をしていただくというのが非常に大事だと思いますので、そこところは丁寧な形でやっていただきたいなと思います。

○市川会長 ありがとうございます。次、名取委員。

○名取委員 今話を聞いていてわかりましたので大丈夫です。ありがとうございます。質疑を聞いていてわかりました。

○市川会長 ほかにご意見、ご質問はございますか。お願いします。

○松田委員 住民の視点として3つほどありまして、個人的には3つあって、その中の1

つ目は、住民のためとして役に立つのかどうなのかということ。2つ目には、この計画自体の改廃について合理的な理由があるのかどうなのかということと、あと3つ目は、我々納税者なので、その納税したものに対して効率的に使われているかどうかというその3点を考えているんですけども、先ほどのお話として、まず1つ目の住民のためであろうという、これはわかるんですけども、2番目の合理的な理由というのも、最初に質問された方の答えには多少あったかと思うんですけども、似たようなことはほかにもあって、何らかの形で改廃に至るに考えるような判断基準、そういうものは何かあるのでしょうかというのが1つ目の質問になります。

例えば一定年数経過してしまって、当初の予定よりも10年以上経過してしまったのでこれはやめるとか、例えば事業費が200%以上オーバーになったのでやめるとか、そういったもの、何か指標があるのであれば教えていただきたいのが1点目です。

2点目なんですけれども、先ほどの税金の話なんですけれども、これまで75年間やっていたということだと思うんですけども、これまで投下した資本は結構あって、それらを累積するとどのくらいの金額になっているのかということと、今回の事業がそもそもうまくいったのかいかないのか、区さんの評価はどのような形で評価されるのかということをお教えいただきたいなと思っております。

以上でございます。

○市川会長 1つ目は、都市計画決定を外したことについての理由、これは東京都の理由は説明いただきました。2つ目の質問が、75年間にわたって都市計画道路だということで、これは都市計画道路だからということで税金は減免されていたと。しかし、今回は都市計画決定を外しますから、建物を建てていいことになって、普通の税金になるんですけども、今のご質問は、75年間、減免した金額が幾らかという……。

○松田委員 質問としましては、むしろ、文京区の立場としてだと思うんですけども、実際、用地買収とかに使われた金額が大体どのくらいになって、それが今例えば金利だ、いろんな費用がかさんでいると思うので、相当結構大きくなっているんじゃないかなと思うんですけども、それが大体どのくらいなんだろうかということと……。

○市川会長 これは東京都なんです。都道なので。

○松田委員 なるほど。わかりました。

○市川会長 区はかかわってないやつで。

○松田委員 なるほど。わかりました。

○市川会長 3つ目の質問、何か質問ありましたっけ。

○松田委員 3つ目はその中に含まれていますので結構でございます。

○市川会長 私の説明は不十分なので、事務局にお願いします。

○澤井幹事 変更、廃止等についての判断基準というものは、これは実は東京都が、先ほどご説明の中でも申し上げましたけれども、都市計画道路の整備方針、事業化計画というのをつくる中で見直し等を図る際に一定の判断基準を設けております。

これは申し上げますと非常にたくさんあるんですけども、道路の求められる機能について、現状の交通量等を勘案したりとか一定の基準を設けて、東京都内の都市計画道路全てについて、その基準を当てはめた上で、優先的に整備すべきものであるのか、それとも見直しをかけるものであるのか、さらなる検討を要するものかという区分をした上で、決して1点道路を狙い撃ちでやっているわけではなくて、全ての道路に関して同じ一律の基準の中で判断をしていった中で、これについては必要性がない、あるいは低いという判断をしていたということになります。

それと、買収に要したというお話がありましたが、この都市計画道路の中で、実際、土地を買収するのは事業決定、事業を行うということが決定されてから用地の買収を行っています。計画線を引かれただけではまだ土地の買収は行いませんので、例えば今回の、文京区内に限ってではないですけど、この計画線が引かれたところについて、既に買収されていて、だけど道路にするのをやめてしまったので、そこに使ったお金が言うなれば無駄ではないかという観点から言うと、そういったことはないということになってまいります。

○松田委員 クリアになりました。ありがとうございました。

○市川会長 ほかにどなたかご質問、ご意見ございますか。

○土井委員 さっき一番最初のほうに交差点のところで、あるところが道路として買われて、道路として使われて、もう道路になっているみたいな交差点の土地があるとおっしゃっていたんですけど、そこはあったんですよね。

○澤井幹事 その部分については、私の説明が十分でなかったかもしれません。既に道路として道路区域、道路として管理されている部分については、今回、引き続き道路として管理される。今、細かい絵がなくて恐縮なんですけど、ちょうど道路の交差部分のところについては、既に道路に入っている部分があります。そこが道路でなくなるのではなくて、計画線は引いていたものの、道路として拡幅が済んでなかった部分について、

今回、拡幅されることがなくなるということなので、一度道路にしたんだけど、道路をやめるといふ部分はございません。

計画道路というのはまだできてない道路ですけれども、道路として既に整備されて、道路として管理されている部分については今後も道路として。角の部分で話がややこしいんですけれども、ちょうど道路と道路の交差部分、斜めに隅を切る部分があるんですね。そういうところについては、既に道路としてありますので、今回、そこがなくなるわけではないということなんです。

○土井委員 ありがとうございます。

○市川会長 ほかにどなたかご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。何かありますか。

これは都市計画道路をどうしようかという長い議論があつて、とうとう東京都が決断して、もうこれ以上やらなくていいところを決めようといつて始めた流れですけれども、確かに75年間もそのまま来て、今さらというのはいっぱいありますよね。そういう中の1つなので。住民の立場から言うと、これはいいことだと思つていて、いたずらに広げるわけじゃなくて、今までの生活を守りながら、これからのことを考えるほうに変わってきているのでということなので、今回も同じ流れだと思いますけど。そもそも東京都の決定なので、それに対して文京区がどういうふうに答えるかという、それはありますけれども、大きな問題が起きるテーマではないと思います。

ただ、これから10年、20年たつたら、世の中から車が半分になるという話もあるわけですよ。そうすると、都市計画道路は何だろうとまた違う議論も起きるはずで、今ちょうど過渡期にあつて、これから20年後の議論になると、車、半分しかないんですよ。何で今さらともつとなるんですよね。そういう意味では、今回が始まったかなという感じでいます。

お願いします。

○田中（賢）委員 車の量が減るのは大いに結構だと思うんですけれども、一方で、東京の道路というのは歩道も狭いし、植栽というんでしょうか、あれもあまり見事なものではなくて、もっと豊かな道路というか、単に車が通るだけではなくて、もっと人々が暮らして快適に豊かさを感じられるような道路にしてほしいと思うんです。

そういうふうを考えていったときに、道路幅を今ここで軽々に狭めてしまうのがいいのかどうかという視点もあるんじゃないかと思うんですけれどもね。だから、最低限の

整備がされてない状況でさらに廃止してしまうのがいいのかどうかという疑問は正直あります。意見です。

○市川会長 ありがとうございます。それでは、特にご意見がないということであれば、この議題につきまして、東京都市計画道路の変更について、これは東京都決定でございますけれども、ご了承ということでよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○市川会長 ありがとうございます。では、全員承認ということで。

では、この結果を答申にさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上で、本日1件しか審議がないので、審議は終了ですけど、ほかに事務局から何かございますか。

○澤井幹事 ご審議ありがとうございます。この後は報告事項4件、報告としてさせていただきますと思います。

○市川会長 今日の報告事項、今4点ということでございますけど、1つは東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について、あと2つ目が文京区都市マスタープランの見直しについて、3つ目が東京都市計画(用途地域等)の変更に関する原案作成依頼について、4点目が東京都市計画都市再開発の方針に関する都市計画変更についてということが本日準備されておりますので、まず1つ目に、東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について、この説明をお願いいたします。

○澤井幹事 それでは、報告事項の1つ目となります。資料2をごらんいただきたいと思っております。

資料2、東京における都市計画道路のあり方に関する基本方針についてご説明をさせていただきます。都市計画部都市計画課よりご説明いたします。

まず1番、これまでの経緯でございます。(1)です。東京都と特別区及び26市2町では、平成28年3月に策定いたしました東京における都市計画道路の整備方針、通称第四次事業化計画と呼ばれておりますが、この検証において必要性が確認された路線のうち、優先整備路線、おおむね10年以内に優先的に整備すべき路線のことを申しますが、これに選定されなかった未着手の都市計画道路のあり方について、検討会を設置して検討してまいりました。

次に、(2)です。1で申し上げました都、区、市による検討会議で、平成30年7月に、東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 中間のまとめを取りまと

めました。また、令和元年7月に基本方針（案）を公表いたしまして、それぞれ意見募集を行っております。

（3）でございます。引き続き、令和元年11月には同基本方針を策定いたしました。この方針では、第四次事業化計画における優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路について、見直しに関する検証手法や個々の路線の計画変更等の対応方針を示してございます。

次に、2番、基本方針の内容ですが、添付してございます別紙、東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（概要版）をごらんください。白い折り込んである冊子でございます。見開きになっておりますので、まず真ん中をお開きいただきたいと思います。

右上に第1章、都市計画道路を取り巻く現状ということで、都内の都市計画道路の完成率が平成29年度末時点で64％程度であることなどが説明されております。

その下の第2章の基本的な考え方の部分をごらんいただきますと、まず背景ということに、第4次事業化計画における優先整備路線の整備を進めることで、2040年代には都市計画道路ネットワークの約8割が完成するものの、残り2割の事業着手には期間を要するということが説明されております。

その下、基本的な考え方ですが、今申し上げたような背景や社会情勢の変化などを踏まえて、優先整備路線を除く未着手の都市計画道路のあり方を検討することにしたということが書かれております。

以下、あり方の検討のための新たな検証項目を設けることですか、検討対象となる道路の延長が535キロメートルであることなどがこの部分で説明されております。

この概要版、中にさらに折り込みで観音開きのようになっております右側の部分、こういった形でお開きいただければと思います。ここを開いていただきますと、第3章、具体的な検証項目、あり方を検証するための検証項目が幾つかあるんですけども、その部分になります。ここを見ますと大きく4項目、細かく見ますと8項目の検証項目が解説されておりますが、ここでは本区とかかわりがある1、概成道路における拡幅整備の有効性の検証というところのご説明をさせていただきます。

（1）概成道路でございます。先ほど大方委員から概成道路のお話がありました。ここにイメージ図がありますが、概成道路といいますのは、都市計画幅員には満たないものの一定の幅員で整備されている道路のことを言います。これらの概成道路について、

都市計画道路に求められる基準や歩行者、路線バスなどの状況を踏まえて、現況幅員について評価し、現道、すなわち現在ある道路の幅員と位置にあわせて都市計画変更を行うかどうかを検証したというものでございます。

先ほど開きました右側のページを1回閉じていただきまして、反対側の折り込んだ部分をこうやって開いていただけますでしょうか。ここに第4章計画の変更、予定路線の位置図ということでございます。東京都のほぼ全体が示されておりますが、この右寄り、文京区の場所はおわかりいただけるかなと思います。その部分で、赤字でおおむねの概に4という記載がございます。そして、文京区の中央付近から西北方向へ区境を越えて豊島区まで赤い太線が引かれているのがごらんいただけるかと思えます。この部分が先ほどご説明いたしました概成道路として現道にあわせて都市計画変更を行う予定路線となったということを示してございます。

先ほど閉じました、右側をこのまま見ていただきたいんですが、第4章、変更予定路線一覧とございます。その部分をごらんください。一番上の概成道路の表の4段目、表がございますが、4段目に概-4というところがありまして、路線名、補助79号線、区間が補助95号線から大塚駅付近、所在区市町が文京区、豊島区、延長は2,940メートル、変更に向けた検討主体が都と記載されてございます。

ここで参考資料1、1つ後ろにつけてございます。これもあわせてごらんください。今見ていただいています冊子は、基本方針の概要版でございますが、本編という厚いものがあるんですが、そちらを見ていただくとこういったページが出てきまして、概-4、補助79号線、これは6つの、縦3つ、横2つの絵があります。そのうちの真ん中の右側ですね。概-4、補助79号線というところが今申し上げました部分の拡大したものになります。

わかりやすく申し上げますと、右下のほうがこんにやくえん前交差点になります。そこからずっと千川通りを北上いたしまして大塚駅の前までの部分になります。千川通りのこの部分につきましては、現在の都市計画の計画幅員が20メートルという幅で計画されておりますが、今回のあり方の検討によって計画幅員を現道、現在の道の幅員おおむね18メートルに変更予定とすると選定されたというものでございます。文京区以外の変更箇所、たくさんございますけど、これについてはご説明を割愛させていただきます。

資料2、先ほどの紙にお戻りいただきたいんですが、今後の進め方の部分です。ただ

いまご説明をしました計画の変更予定となった路線、千川通りの部分ですが、今後、沿道の用途地域など関係する都市計画も含めて必要な変更の手続を行っていくこととなります。千川通りにつきましては東京都道でありますので、東京都が主体となり、関係自治体である文京区、豊島区と調整しながら行ってまいります。

資料2、東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針についてのご説明は以上となります。

○市川会長 ありがとうございます。これは令和元年、昨年、東京都が発表した都市計画道路の在り方についての基本方針の説明でした。これにつきまして何かご質問ございますか。これは報告事項なので審議ではないので、ただ、今の話を聞いてわからないとか、あれば何でもいいんですけど。

○板倉委員 今回、千川通りが見直しの対象になって、現在の幅員の18メートルこのままで、本来なら都市計画道路は20メートルから30メートルと言われている中で、この幅員でいきましょうということの報告なんですけど、変更するための検証というか、住民意見とかがどういうふうに反映されたのかと思うんですが、東京都がこの間、パブリックコメントを求めて、結構多くの皆さんからご意見が出てるんですけども、この道路に限ってどんなご意見が出ていたのかということと、今後の進め方ということでご説明がありましたけれども、東京都が主体となってこれからどういうふうにしていくかということなんですけれども、千川通りのこの間、都市計画道路という形でいろいろ建築制限もあったりして、そういう方々について、さっきの178号線と同様に、文京区として、文京区の道路について地域の方々からご意見をいただいたりとか、そういう進め方もすべきではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○市川会長 ありがとうございます。東京都が指針をつくる時にに行ったパブコメの中でどんな意見があったか。2つ目は、東京都、都道であるけど、区も何かすべきじゃないかという意見かと思います。

○澤井幹事 それでは、事務局からお答えさせていただきます。

まず、パブコメにつきましては、中間のまとめのときと案となったときにそれぞれ行われてございまして、中間のまとめのときには587件、次の案のとき、昨年においては1,112件の意見というのが寄せられたと東京都から公開されています。

さまざまな意見が出ておるんですが、文京区の部分の千川通りに関する意見は、実は1つもなく、ゼロ件でございました。今回対象になっている部分が先ほどお示ししたと

おり、千川通りだけではなくて、都内各所にたくさんございまして、いろんなご意見が出てはいるわけですが、千川通りに関して言いますとご意見はございませんでした。

今後の進め方のお話の中で、都道でありますので、都が主体的にやっていくというのは、これは原則になります。ただ、この中で、文京区、豊島区とも連続していますので、豊島区とも連携をする必要は当然ございます。その中で、しかも、ここで、当然、都市計画道路の線の位置が変わったことによって、他の都市計画、文京区が決定する都市計画に関しても影響が出るかどうかについては、今後、都と2区の間で協議を十分進めていかなければいけませんので、そういった中で、文京区が決定する都市計画も影響するとすれば、当然、そこには区が主体的にかかわっていかなければいけないということになりますので、その中で、その内容に応じた形で区としてもかかわっていくことは当然必要になると思っております。

○市川会長 板倉委員。

○板倉委員 具体的にはどんなスケジュールで進めるということになるのでしょうか。

○澤井幹事 私どもとしては、都側のスケジュールがまだ明確に示されているわけではございませんが、ただいずれにしても、先ほど話題になっております既存不適格が生じるのかどうかということに関しては、区としても当然調べなければいけないという認識は持っております。令和2年度にはそういった調査には入る予定でございます。

あとは、実際、都市計画変更を行っていきますのは東京都になりますので、そこについてはまた東京都と十分調整しながら今後進めていきます。少なくとも直近で、この1年以内に決めてしまうという、そんなスケジュール感ではないと認識しておりますが、これは今後、東京都と打ち合わせをしながら、関係区とも調整しながら進めていくものと考えております。

○市川会長 まだあまり決まってないということだな。ありがとうございます。

○板倉委員 この項で質問してもいいのかなと思うんですが、環状3号線の問題なんですが、ここでのよろしいですか。

環状3号線については、昨年12月17日付の建通新聞ですか、そこに報道されておりましたけれども、東京都の第六建設事務所が環状3号線については基本設計作業を中央コンサルタンツ、新宿区で開始をしたという報道がありまして、特に関口一丁目から小石川四丁目までということでは、小日向の住宅街を貫通して服部坂から神田川、目白通りへ抜ける900メートルがその対象だということで、報道では、交差点2カ所を含

む道路線形を検討するとともに、交差部に配置する橋梁やトンネルなど構造物の概略設計をまとめるという報道になっておりました。

この環状3号線については、第四次の事業化計画、この中では、計画内容、再検討路線と位置づけられておまして、この冊子の40ページのところに、各路線の課題の解決に向けて、必要に応じて地元の意見の把握に努めながら検討し、道路線形、幅員、構造などの方向性が定まった段階で、必要な都市計画の手續や事業化に向けた準備を進めていきますとなっております。

昨年7月25日に建設委員会がありまして、そこで課長が答弁した中身は、地元の意向に十分配慮したものになるようにという申し入れをずっと続けていて、区内の都市計画道路の整備に係る会合等がある際は、区の考え方はこうですよということを申し入れをしていますという答弁をいただきました。

新聞報道は昨年12月17日ですけれども、その直近の会合はいつあって、区側からどういう申し入れをしたんでしょうか。その辺を明らかにしてください。

○市川会長 では、お願いいたします。

○澤井幹事 ほとんどこれまでの経過とか都の方針について、今まさにご説明をいただいた形になりますので、最後のご質問で、直近の報道の後、会合というものは持っておりませんけれども、もともとその話については、そういう報道があったということ、東京都からも情報提供がありました。その際に、情報提供があった際に、従前から申し上げていることではありますが、文京区において環状3号線の整備の計画を検討するということであれば、先ほど言っていたように、地域住民の意見にも反映できるような、十分地域の環境にも配慮したような形でないとなかなか文京区としても、はい、そうですかというわけにいきませんよという形で、同様の強い申し入れを再度私から直接させていただきます。

○市川会長 いかがですか。

○板倉委員 報道の中で、東京都は幅員だとか構造など、都市計画の内容を改めて検討し、事業化の可能性を探っていると書いているんですけども、この中で、今回の作業では、これまでの検討結果を踏まえつつと書かれているんですが、これまでの検討結果というのは、計画内容再検討路線と言っている、その検討をさらに踏み込んだ形で検討がされてきたのかどうか、その辺がどうなのかということ。

それで、ここで言っている計画内容再検討路線については、まず最初に、必要に応じて

て地元の意見の把握に努めながらと言つて、順序が逆だと思ふんです。地元の意見をきちっと聞いて、そこに反映させていくということが私は順序だと思ふんですけれども、その辺はいかがですか。

○市川会長 事務局、お願いします。

○澤井幹事 まず、報道されている内容に関しては、正直、何を見てどう書いたのか、私ではご説明ができません。あと、東京都から聞いているお話ですと、直接的な取材を受けていないということなので、公表されている資料から構成された記事なんだろうと推定していますので、ここでそういうことを書かれているとすれば、こういった第四次事業化計画等のことをおっしゃっているかなと思いますが、ただ、そこについて私のほうでこうですと答えることはできません。

それから、順序というお話がありましたけれども、基本的に事業に関しては、やめるということをしていない以上は、何らかの検討をするというのが東京都の立場なんだろうと私としては思慮してございます。

当然、区に対して何らかの提案をするということは今後なされるとするならば、少なくとも何らかの検討をしないで、言うなれば、白紙でいかがでしょうか、そういった問いかけはおそらくないだろうと思われまますので、そのための必要な、東京都から聞いておりますのは、複数の案を検討したいと聞いておりましたので、何らかの案を持って文京区側に何らかのアプローチがあるのかなと思っております。

○市川会長 お願いします。

○板倉委員 昨日、この問題でほかの会派の方から質問がありました。そのときの区長答弁は、影響が大きいので、地域や区民の理解が得られるように、そういう発言がありましたけれども、この発言の真意というか、そこのところをものすごく思うわけです。要するに、この発言で整備に向けて進み出しているのではないか、区がこうしたやり方を容認しているのではないかともものすごく危惧するんですけれども、その辺はそうなのかどうか改めてお聞きをしたいということと、この問題については、きのうもその方が発言していましたけれども、1946年ですよ。計画されてもう74年たつわけですよ。それで、1981年に都市計画決定がされて、それからもう既に39年ということですから、その前年に、1980年、昭和55年に文京区議会議員の全議員が名前を連ねて東京都と建設大臣に廃止を求める意見書を提出していて、私は今でもそのことは生きていると思っています。これを否定というかやめると言ったことは一度もないわけで、

私はこの計画が生きていると思って、これは文京区の考え方だと思っております。

ですので、環状3号線については、今のような形で調査も進め、設計図をつくって、なし崩し的に進めていくということは認めるわけにはいかないと思いますので、その辺は区の考えがあればお聞かせください。

○市川会長 今のご質問の意味合いを感じると、板倉委員のご意見は、今回、この指針でも外れなかったから、整備を進めるつもりがあるんじゃないかということ疑っていると。これに対して、文京区は整備を容認しているんじゃないかというご懸念だということなので、それについて文京区側のご意見を言っていただければ。

○澤井幹事 この都市計画道路の整備方針の検討においては、環状3号線については廃止という方針は出されてない。ということは、東京都の姿勢として整備を行うという姿勢であるということは明らかと考えております。文京区といたしましては、これは繰り返になりますけれども、文京区にとっての影響というものを十分配慮した計画でなければ区としては納得できないという意思表示をし続けているということです。

ですから、当然、文京区、文京区民がなるほど、それはいいと言えるもののご提案があれば、それはきちっと区として議論して受け入れるということもあるかもしれませんし、納得いかないようなものであれば、おそらく納得いかないという前提で反対ということをおっしゃる方もいらっしゃると思うんですけれども、少なくとも都市計画として決定しているものが果たして区として納得いくものなのかどうかということは、区としてしっかり判断をしていく必要があるというスタンスで今までも区長は答弁させていただいているという認識でございます。

○板倉委員 区長の答弁という形でいただきました。先ほど市川先生がおっしゃっていましたが、10年後には車が半分になるかもしれない。今過渡期だとおっしゃって、これから10年後、その先を見据えたときに、この計画が必要かどうかというのを改めて検証しなくてはいけないことですし、あのころとまた状況が変わってきていますし、特に小日向から水道にかけて住宅地があつた当時よりも建物が増えているという点では、地域のコミュニティーも壊してしまうような、そうした計画については容認できないという意見を述べておきたいと思っております。

○市川会長 ありがとうございます。東京都は環状道路をいっぱい持ってて、幾つか残ったんですよね。環状3号は、ここが一番残ったところで。そういう意味では、これからのいろんな意味で注目を浴びる場所だと思いますけどね。ですから、皆さん意見がか

なり重要だと思えますけどね。何も今あるものを破壊してまで何とかしようということ
を社会が許す状況でなくなってきていますから。ということじゃないですかね。よろし
いですか。

まず、1つ目のご説明でございました東京における都市計画道路の在り方に関する基
本方針、よろしゅうございますか。あと3つあるので、また何かありましたら、後で質
問してください。ありがとうございました。

では、続きまして2つ目の文京区都市マスタープランの見直しについて、これの説明
をお願いいたします。

○澤井幹事 それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。資料3、文京区都市マ
スタープランの見直しにつきまして、都市計画部都市計画課よりご説明いたします。

まず、1、目的でございます。都市マスタープランは、都市計画に関する基本的な方
針として、まちの将来像や土地利用、都市施設などの整備方針を明らかにし、まちづく
りのガイドラインとしての役割を果たすものでございます。

現行の都市マスタープランは、平成23年に策定されたものでございます。机上には
概要版を置かせていただきましたので、ご参照いただければと思います。

概要版の表紙をおめくりいただきますと、1ページ目の一番下の(3)計画期間とい
う記載がございます。策定からおおむね20年後の平成42年とありますが、令和12
年ということになります。を目標年次としてございまして、現在、おおむね中間の時期
を迎えつつあるというところでございます。

この策定後、この間の社会情勢の変化ですとか、東京都が平成29年9月に策定しま
した都市づくりのグランドデザインといった大きな都市づくりの方針がございますが、
そういったものなど文京区にもかかわりのある都市づくりの新たな方針、各種計画等も
策定されている。そういったことを踏まえまして、見直しの必要性について検討するこ
ととなったものでございます。

次に、2番の検討方法です。区内全域につきまして実態調査、意識調査などを行って
まいります。また、学識経験者等で組織する検討協議会あるいは庁内組織の検討連絡会
などを設置して、見直しの必要性について検討してまいりたいと思っております。

次に、今後のスケジュール、3番になります。まず、現在開催中の区議会定例会建設
委員会には、本日と同様の報告をしてまいります。その後、令和2年度中には、委託に
よりまして実態調査、意識調査などを行ってまいります。令和3年度からは、この調査

結果をもとに検討協議会、庁内検討会等で見直しの必要性について検討して、必要に応じた見直し案の検討に着手していきたいと思っております。

資料3、文京区都市マスタープランの見直しについてのご説明は以上になります。

○市川会長 ありがとうございます。お手元に2011年のものが置いてあって、ちょうど次の改定のタイミングだということで、これは2011年、大方先生がされた。何かあれば説明をお願いします。

○大方職務代理者 早いものでもう大分たちましたが、前の都市マスときは、一番の課題は、絶対高さ制限をどうしようかという、それを含めてまちのスカイラインが大きく変わってきているので、どういうスカイラインを目指していくべきか、その辺を中心に議論いたしまして、そのほか、もちろん高齢社会問題ですとか災害の問題ですとか議論はいたしましたが、その点については、実現手段まで深く突っ込んだ議論はできなかったということがございます。

いよいよ高齢社会待ったなしでございますし、また今ほど都計道が廃止になって、このまち並みがどうなっていくんだろうとか、あるいは高齢者も安心してシニアカーとかありますが、電動のスクーターのような車椅子、あれを使う方も随分増えておりますけれども、文京区、歩道が狭いとか段差があるとか坂がきついとかいろいろありまして、意外にあれが使いにくいということもございます。ですが、あれが使えないとなると今後困っていくんだろうと思うんですね。車、これから減ってきます。それは、運転できない人も増えてくるということももちろんあるわけでございますし、そういう方の移動手段をどうするかということがおそらく次のマスタープランの大きな課題でありますし、またそれとあわせて、道路の歩行者環境をどうやってつくるのか、あるいは道路沿いのちょっとした休憩のスペースですとか公衆トイレですとか、あるいは高齢者のコミュニティカフェとか集会施設とか、そういうものをどうやってつくっていくのか。また、それが子育て支援とこれからどうやって結びついていくのかというあたりが、これは文京区だけでなく、全国どこでも同じような課題ですが、そこは次はきちっと議論していただかないといけないんじゃないかなと思っておりますので、とりあえずは必要性を調査ということでございますが、必要性は調査しなくても十分必要なことはわかっておりますので、そこはきっちり、必要性というよりも、前のマスタープラン、どこまで何ができているかという検証をぜひしていただいて、その次の新しい令和時代のマスタープランにつないでいけたらうれしいなと思っておりますので、よろしく願いいた

します。

○市川会長 このマスタープランについて何かご質問、ご意見ございますか。佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 文京区の都市マスタープランができたのはもう10年ぐらい前で、絶対高さ制限もその後にできたんだと思うんですけど、今行政から新しい文京区の都市マスタープランを検討するに当たって、地域住民の意見をしっかりと聞くということがものすごく大事だと思ひまして、実は前回の絶対高さ制限のとき、私、本業は不動産屋でして、文京区の宅建協会と、あとは建築士事務所協会文京支部と、あと文建協という建築の地元の団体は、絶対高さ制限に反対してたんですよ。

それは、別に私たちの利権のためじゃなくて、社会インフラだとか高齢者の福祉施設だとかいろんなものを開発するのに、めり張りのある用途地域を推進するべきで、網をかける商業地域に全部高さ制限をしてしまうと、当然、容積率も食えなくなる場合もあるし、もしくは建築したばかりのものに対して既存不適格になる可能性もあるし、実際になったものはたくさんありますし、いろんな危険があるので、やはりこれからの時代は、例えば港区だとか江東区だとか江戸川区、品川区、大田区みたいなところは、埋立地があるので、どんどん新しい開発ができて、そのたびにICT化していったり、ものすごくすばらしい開発ができるんですけども、文京区は限られた土地で土地が広がらないので、しっかりと社会的な意義のある開発を促して、住宅系の地域は住宅系の地域で環境を保全していくと。めり張りのあるまちづくりをしないといけないということもずっと言っていたんですけども、そのときに行政は、住宅紛争が絶えないので、絶対高さ制限をつくると言い切っていた。それは記録が残っているんですけども、かといって、絶対高さ制限ができてから住宅紛争がなくなったかという、そんなことはまるでない。

ですから、ほんとうに絶対高さ制限がいいのかどうかというのを、マスタープランとは直接は関係ないかもしれないけど、これから港区だとかは開発がどんどん進んで、最新の開発がどんどんしやすくなると。文京区は今春日が再開発していますけれども、一番初めに市川会長が言ったように、文京区は今これだけ人気があってというのは、行政のもちろん頑張りもありますけれども、立地なんですよ。これだけの病院だとか大学があって、交通の利便性がよくて都心である。でも、そこにずっとあぐらをかいていると、ずっとその地位を保てるかわからないので、しかも文京区は坂が多いので、東京メトロの地下鉄の駅前、駅上なんかは開発をしっかりと促してあげて、高齢者や共働き世

帯が通勤のときに駅前で子供を保育所に託して通勤できたりするような環境を整えて、もっと環境を整えると。

一方、西片や小日向は相続のたびに土地が分割されて小さくなって、昔のお屋敷のいい雰囲気が壊れないように、より厳しい規制をしていくと。そういうことをできれば考えていただきたいと私は考えております。

今回、私、2期目になるんですけれども、ずっと都市計画審議会に入りたかったんですけど、なかなか入れなくて、いよいよ念願かないまして、建築士事務所協会だとか宅建業界が期待していますので、その辺のことはしっかりと発言しながら、よりよいまちをつくるための文京区の都市マスタープランをつくっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○市川会長 ありがとうございます。高さ制限、私が任期のときにつくったものでありまして、一種のブームみたいなものがあって、新宿区が始めて、みんな23区がやっていったんですが、つくらない区もあるんです。都心で言うと、千代田区と中央区と港区はないんですよ。私は港区の高さ制限の委員だったんだけど、途中でやめたんですね。いろんな判断があって、だからといって、勝手に造っていいというじゃなく、必ず地区計画をつくって、そのたびごとに考えましょうということをする判断。典型例が中央区で、中央区で私、都市計画審議会の会長をやっているんだけど、年中、審議会が開かれているんですよ。文京区、何も1年間なかったというのが象徴的で、ある意味、いい悪いじゃなくて、おのこの地域のスタンスとして、常にまちをつくっていかうということでは何かやろうということ、とにかく新しいことをやろう、それに対して批判も浴びようみたいなことでやる区と、ここは静かにやっていきましょうという判断が分かれるんですね。そういう意味では、文京区は比較的静かにやっていこうというのを選んだみたいで、次どうするかは、今おっしゃったようなことがあって、これからつくるマスタープランでどうするかで、また意見を聞きますけど。

○大方職務代理者 私もまとめたほうの立場ですが、佐藤委員がおっしゃったような張りのあるまちづくりというのは、むしろ我々も心がけておりまして、何度もこの場でも、あるいは区民の前でも申し上げましたが、文京区の絶対高さ制限については、例えば総合設計制度を使うとか、再開発事業をするとか、地区計画を決めるとか、地域の住民と一緒に話し合っただけで都市計画的な手段、あるいは建築基準法で言えば特別な許可制度を使った手段、それを通せば幾らでも外れるという仕組みになっておりますので、です

から、めりと張りどっちが高いかわかりませんが、ごく小さいペンシルビルみたいなもの、これは一律に抑えておきましょうと。ほんとうにいいものをつくっていただけるのであれば、そこは大胆に幾らでも外せますと、個別に議論しましょうと、そういうたてつけになっておりますので、ぜひその点は業界のほうもご理解いただきたいというか、佐藤委員、当然その辺はよくご承知でしょう。

○佐藤委員 今先生のおっしゃったとおりなんですけど、総合設計制度も高さ制限の1.5倍までとか縛りがあって、この5年間見ていると、業者もそれで手を引いちゃったりするもの多くて、要は高さイコール悪いのかと。もちろん近隣説明会もやることで、そこには公共の福祉施設みたいなものが入ったり、公共の利益があれば、かといって、今回の高さ制限というのは、あまり容積率も変わってないので、もしかしたら一層分だけが業者の利益にならなかったから諦めたとか、結局、財産権も等価交換でも、文京区民でマンションに等価交換する立場の人たちは、実際、坪500万で取引できるところが450万どまりになっちゃったとか、そういう事例も実際ございます。不動産の価格自体は今すごく好調で、高値で取引されているんですけども、この高さ制限がなければ、商業地域の方はもうちょっといい条件で等価交換の利益があったかもしれないです。高さ制限を全部否定しているわけじゃないんです。先ほど言ったように、今回の都市マスタープランの見直しの中でめり張り、全て悪いと言っているわけじゃなくて、ある程度、一定の規制は住宅系の地域でも必要だと思っていますので、その辺を皆様と一緒に再検討できればいいなと思っていますので、ということなので、よろしくお願います。

○市川会長 それをこれからいろいろやるということですが、期待するということでしょうか。お願いします。

○土井委員 先ほどの佐藤先生の話聞いて思ったのが、私は高さ制限はすごく大事ななと思っていて、1つ大きなビルが建つとすごい風が吹くんですよ。今文京区、一戸建てよりもマンションのほうが住んでいる人は多いと思うし、洗濯物とかを干すとすごい風、私の家、すごい風が吹くんですね。すごい風が吹いたりして、土地の値段とか高さ制限でもっと経済がという話は経済の話であって、住民の話ではないと思うんですね。なので、人が来てにぎわうとか、都市として魅力は、もちろん建築物、私、すごく好きなので、シビックセンターだってすごく高くてすてきで、展望台があると、そこから見える景色は、ふだん見える景色と違うので、未来につながる景色があると思うんですけど、

経済がというところだけで高さ制限とかやめてしまうのは違うと思います。

○市川会長 これは幾らでもいろんな話があって、まずマスタープランをつくっていただいて、それでどうするかということにしましょう。

○海津委員 今日はおくれまして申しわけございませんでした。マスタープランなんですけれども、先ほどこれから高齢社会とか、さまざま見据えてマスタープランをつくっていかなくちゃいけない、ほんとうにおっしゃるとおりだと思います。例えば自助、共助、公助と言われる中で、何もない平時につながり合っていない人たちがマスタープランの中でも言われている災害に強いまちづくりと書かれていますけど、ふだんつながっていない人が災害時につながるはずがない。ということを考えていくと、先ほど先生がおっしゃってたような、地域がつながり合う場を持たなくちゃいけないとか、どういうふうな仕掛けをしていくのかというのがこのマスタープランの中で、見直しの中でしっかりと課題として出てくるといいなと思っております。

そうしたときに、どんな調査をするのか。アンケートによっても出てくるものはすごく違ってくると思ってるんですね。例えば今、ネット通販がすごく多くなりました。ですから、確かに先ほど先生がおっしゃったように、10年後には車が半分になるかもしれないけれども、その分、宅配とかさまざまなものが、車が多くなるんじゃないかと思うんですね。そうすると、2項道路でもしょっちゅう車がとまってて、見通しが悪くて、いつぶつかってしまうかわからない。自転車も多くなってる。そうしたものと、デイスサービスの車も。でも、そういう人たちの安全も含めて考えていったときに、ある一定のマンションがちゃんと荷さばき場とかを現実的につくっていくとか、清掃車がちゃんとしっかりと敷地内に入っごみの収集ができるかとか、そういう町場の声をしっかりと拾ったアンケートを建設とか緑化とかの部署だけじゃなくて、ほんとうに人が集う生活の場としてつくっていただくようなマスタープランになったらすてきだなと思ってる場所なんですけれども、いかがでしょうか。

○市川会長 ありがとうございます。これからいろんなことを聞いていく中でいろんなことがあると思いますけどね。

ほかにどなたかご意見ございますか。お願いします。

○高山委員 今海津さんからすごくいい話が出て、そうだなと私も思いました。昔、高さ制限を入れたときに、市川先生がおっしゃってたとおりに、世の中の高さアレルギーみたいな空気感の中で決めちゃったなというのが私も個人的に思っていて、もうちょっ

と冷静に実際運用してみたここ何年間がどうだったのかというのをきちっと検証したほうがいいだろうということが1つと、海津さんが言ってつながり合うという意味で言うと、私、市街地再開発されたところと、今は総合設計で建っているところと2カ所住んでるんです。市街地再開発をやったところはものすごく空地ができて、みんなお祭りに使ったり防災に使ったり、それは多分高さが20階建てなので、建てるときえらい反対だったはずなんですよ。風がああだ、環境破壊だ。でも、みんな喜んでますよ。防災によかった、空地ができてお祭りができてよかった。今総合設計で建っているところも、最初、高さだ何だといろいろあったと思うんですけど、公開空地で緑ができてきれいですし、子供たちもわちゃわちゃ遊んでたり、すごくみんなハッピーになっています。なので、高さというアレルギー、ちょっと頭から外して、もっといろんなまちづくりの可能性、探るのもいいのかなど。いいことを言っていたので、私も補足させていただきます。

○市川会長 ありがとうございます。ほかにどなたかご意見。全くない人、聞きましょう。

○平田委員 皆様が今高さのことをおっしゃっているんですけども、私は空き家対策の審議会の会長をさせていただいて、今文京区の方と一緒にやっているんですけども、今は戸建ての空き家が問題となっているんですけど、次はマンションの空き室というのでも出てくるんですね。ですので、次のマスタープランを考えるときには、新しい社会課題が待っていると思いますので、その点、高さのことは十分ご議論、私も一緒にしていきたいと思えますし、特に高いと、私は専門が防災なんですけれども、タワーマンションは防災上、大変なところもありますのと、空き家をどんどん住戸を増やして行って、マンションをこれからどんどん建てていくと、空き家も増えていく危険性を抱えることになるので、そこら辺もぜひ今後検討していただければと思います。

高さの問題とマンションとどっちに住むのか。タワーマンションとかが総合設計制度を使って20階建てのマンションで暮らすことの大変さもあると思うんですけども、それらもみんなこれから考えてどうしていくか。緑地は生まれると思うんです。ですけども、高い建物は防災上、かなり過酷なところもありますので、そこら辺よくこれからの姿を一緒に議論していただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○市川会長 これはマスタープランの中身なので、これから議論していく中で、またこれからお伺いしていくということと、マスタープランというのは、これから10年先のビ

ジョンを含んだものなので、あまり個別課題には入っていかないというのは、ある種、制約でありますから、また状況を見ながらということでもよろしいですか。

○板倉委員 私、手続論というのかな。今日、テーブルの上にあるのは概要版なんですけど、本来の冊子のところで、一番巻頭のところで区長がご挨拶をしているんですが、この挨拶の中で、このマスタープランについては、おおむね5年ごとに進捗状況の検証を行う都市マスタープランの進行管理を新たな方針として定めるなど、今後20年のまちづくりの道筋を示しましたと区長が書いております。

それで、94ページのところに都市マスタープランの進行管理ということで詳しくここに書かれているんですが、これ、2011年にできてもう既に10年近くたっているんですが、おおむね5年ごとにといい、それが一切ないままここに来ているわけで、進行管理のこれに沿ってやっていくということになれば、検証方法のイメージということで、都市マスタープランに係る事業の進行状況の把握を年度ごとにやると書いてあって、その後、おおむね5年ごとに進行状況を取りまとめて、検証組織をつくって、さらにパブリックコメントも求めてという、こういう流れになっているんですけども、その辺については、こうした流れでなぜやってこなかったのか、やる必要がないと思ってそういうふうにしてきたのかというのがあるんです。

この計画ができてから絶対高さ制限が入ったと思うんですね。その高さ制限に関して、もっと住民の方々から意見を述べたいという、そういうお考えの方も多分いらっしやっただと思うんです。私たちがお聞きする中で、絶対高さ制限については、高さを抑えるために高さ制限を導入すると思いつながりながら議論をしていくうちに、だんだん東京都からの横やりというか、そういう考え方も入ってきて、結局、高い建物が建てられるような、そういう流れになってしまったということでは、絶対高さ制限については問題があると思っていますし、地域からもそういう声が上がっています。

ですので、区長が最初に言っていたように、きちっと進行管理、工程に基づいてやってこなくてはならない。高さ制限の問題だけではなくて、この計画ができてすぐに東日本大震災があったりということでは、部分的には見直しをする必要があったのではないかなと思うんですけども、その辺はどうだったのかお聞かせいただきたい。

○市川会長 質問を1点に絞ると、前つくったときに進行管理すると言って実際どうだったのかという質問だと思うんですが、お答え願えますか。

○澤井幹事 進行管理のお話、おおむね5年ごとにといい、確かにうたわせていた

だいております。進行管理、進捗、都市マスタープラン、もともと大きな方針ですので、事業計画とは違いますが、ただ、そこに記載されているような内容について、さまざま区の事業において都市マスタープランの進捗の1つの尺度になるような細かい事業は幾つかございますので、そういったものの進捗というのは内部的には把握をしてございますが、ただ、今回、見直しに関して厳密に約9年経過してございます。ですから、おおむね5年というのは少し長いですよというご指摘もあろうかと思えます。今さまざまご指摘があった中で、確かに社会情勢の変化もさまざま起きているということもあって、そういったものを踏まえた上での見直しの着手というのは、やっていく時期が来ているというのは今の認識でございます。

1つに、都市マスタープランというのは区の言うなればまちづくりの1つの計画ではございますが、一方で都市計画という意味合いでいきますと、上位計画には東京都の区域マスタープランであるとか、都市計画法上の位置づけもあります。当然、上位計画との整合を図ることも法的に義務づけられております。

実は、策定4年目の平成27年には、まさに東京都が最も上位のまちづくりの指針となる都市づくりのグランドデザインというのに着手してございます。それを踏まえた関連方針の改定も次々と着手されたのがちょうどその時期でございました。さらに、今現在、都市マスタープランの都市計画法では直の上の上位計画になります東京都の区域マスタープランというのは、来年度、令和2年度末までに都市計画決定という、そういったスケジュール感が示されてきておりまして、この間、さまざまな状況の変化が次々と起きている中で、どこで着手するかというのは何度か検討に上がっておりますけれども、こういった一定の、主に都市計画に関する上位計画がおおむね一段落する時期が大体見えてきたこともありまして、終わるまで待つということは考えておりませんでした。この時期に図っていけば、マスタープランの見直しの中で、上位計画が決まっていないので決められないということにならないようにという配慮もございました。そういった点でも、この時期に開始するのが妥当ではないかなと今私どもとしては思っております。

○市川会長 いろんな事情があつてということ、そもそもマスタープランを5年で進捗管理は普通ないですよ。言い過ぎたんじゃないかという気がしますけど。マスタープランですからね。背景は何かあったんですか。

○大方職務代理者 これは5年ごとに見直すというわけじゃなくて、5年ごとに進捗状況を管理ということですから、5年ごとに自己点検しましょうという程度の意味です。で

すから、本来、こういうのは普通、どこでも5年ごとですし、そもそも計画法自体に、5年ごとにいろいろ調査をしてということは法的にも決まっていますので、そのこと自体はおかしくないと思います。ただ、ここでマスタープランをゼロからもう1回つくるんだという、それを5年ごとにやれということは一切言ってないと思います。進行管理ですから。

○板倉委員 説明は一定わかりました。マスタープランは20年間の計画ということですからわかります。ただ、進行管理ということで、わざわざ書き込んでいるわけですから、そうしたものに沿った形でやるということと、パブリックコメント、区民の皆さんの声をどうやっていただくかというか聞くかという、そういうことが私は必要だと思えます。

それで、今回、実態調査と意識調査ということをやるとのことですけれども、具体的に中身をどういうふうに進めていくかというのはどういう形で示されるんですか。それと、検討協議会のメンバーですけど、学識経験者の方々のほかに住民の皆さん、公募委員の方とか、そういう方が入るのか。全くの都市マスの見直しのときですと、公募委員の方が5人ぐらい入ってやっていたかと思うんですけれども、その辺がどういうふうになっていくのか。やっぱり区民の皆さんの意見をどう入れるかというところに気を配りながらやってほしいなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○市川会長 現段階で決まっていることがあれば。あるいは、これからであればこれから、言っていただくことがあればお願いします。

○澤井幹事 一言で申し上げれば、まさにこれからでございます。本日もさまざまいろんなご意見、ここの中でもいろんな都市マスタープランに対する思いもお聞きしましたし、こうした形でというお話もありました。そういったことも参考にさせていただきながら、これから今お尋ねになった部分についても検討を進めてまいりたいと思います。

○市川会長 これから決めるということで。どうもありがとうございました。ほんとうはもっと話したいのですが、あと報告事項がまだ2つあるんですね。よろしゅうございましょうか。

続きまして3つ目に移りますが、3つ目は、お手元にもございますけれども、東京都市計画（用途地域等）の変更に関する原案作成依頼、これをお願いいたします。

○澤井幹事 それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。東京都市計画（用途地域等）の変更に関する原案作成依頼についてでございます。

まず、1は目的と経過でございますが、現在の用途地域等の計画図は、平成16年度

に東京都が行った東京都全体の用途地域の一斉見直しから既に15年余りが経過してございます。地形地物等の変更などにより、用途地域境界等にそごが生じている実態がございませう。

なお、机上に配付させていただきましたのは文京区の都市計画図でございませうので、ご参照いただければと思ひます。

なお、先ほど地形地物と申し上げましたが、一般的には地形地物といひますのは、道路ですとか鉄道ですとか水路などのことを言っております。

また、GISの活用。GISというのは地理情報システムのことで、地理的な位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理、加工して、高度な分析や迅速な判断が可能になると言われているものでございませうが、このGISの活用による業務の効率化ですとか、行政サービスのさらなる高度化を進めるため、用途地域等の計画図をGISで作成する必要があるというのが現状の認識でございませう。

このような背景がありまして、東京都から地形地物等の変更を踏まえた用途地域等の一括変更に取り組むため、別紙のとおり、文京区に対して都市計画原案の作成依頼があったというものでございませう。

この資料の2ページ目をおめぐりいただいませうらんにいただければと思ひます。東京都都市整備局長より文京区長宛ての依頼文でございませう。

この裏面の3ページの部分については、用途地域の一括変更の概要などが示されております。こちらも東京都の作成によるものでございませう。

資料の1ページにお戻りいただけますでしょうか。変更の考え方についての(1)変更の対象ですが、変更の対象はご説明してきたように、地形地物の変更などによるものですが、ここで4ページ、参考資料2とあるものをごらんいただければと思ひます。カラーのもので、小石川植物園とその周辺の用途地域図をお示ししてございませう。既にご案内の方も多いかとは思ひますが、小石川植物園の南西側の文京区道、図では赤色の太線で示されている部分ですが、ここは平成16年、前回の用途地域の見直しの段階の現況幅員から、現在においては小石川植物園側に約1から2メートルほど拡幅されております。小石川植物園側の用途地域は第一種低層住居専用地域、南西側の千川通り周辺の用途地域は準工業地域でございませうが、この2つの用途地域の境界は拡幅前の区道の中心線であったため、拡幅により中心線の位置が変更されたことから、用途地域の境界も新たな中心線の位置に変更する必要があるとひいうものでございませう。これは、文

京区における地形地物の変更に伴って用途地域の変更が必要となった事例の1つでございます。

資料の1ページにお戻りください。次に、検討の方法です。令和2年度に委託を実施しまして、文京区全域にわたって、今ご説明したような地形地物の変更が生じている箇所を抽出して整理いたします。これにあわせて、GISデータの作成も行ってまいります。

次に、3、今後のスケジュールでございます。令和3年9月には、上記の委託をもとに文京区の用途地域の変更に関する都市計画原案を作成の上、GISデータもあわせて東京都に提出いたします。令和4年度には、東京都により都内全域の用途地域の一括変更のための都市計画決定告示がなされるという予定になってございます。

資料4、東京都市計画（用途地域等）の変更に関する原案作成依頼についてのご説明は以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。ご質問をお願いします。もうちょっと説明を求めると、例えば小石川植物園のところは、少し実態がずれているから用途地域について精査しようとか、そういうことをこれから行うんだけど、ほかにもあるんじゃないかというので調査をしようと言っていて、その手法として今回はGISを導入したいと、こういうことでいいんですよね。

○澤井幹事 全くおっしゃるとおりです。小石川植物園のところは非常に皆様もよくご存じで、わかりやすいところの一例としてお出ししましたが、その他、我々も把握してないような部分もあるかもしれないので、もともとGISデータ、区域内全域つくる必要性もあわせてありますので、その中でそういった不整合部分を洗い出してデータと一緒に都に提出する。東京都は東京都内、都下全域の用途地域図をそこで改めて一括変更していくという流れになってまいります。

○市川会長 よろしゅうございますか。いいですね。ありがとうございます。

では、4つ目の報告に参りますが、東京都市計画都市再開発の方針に関する都市計画変更についてであります。

○大畑幹事 では、資料5をごらんください。東京都市計画都市再開発の方針に関する都市計画の変更について、都市計画部地域整備課よりご説明をさせていただきます。

まず、1番のこれまでの経緯になります。都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3、都市計画法第7条の2に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ

総合的に体系づけたマスタープランであり、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的に東京都が定めているものになります。

このたび東京都では、平成27年3月に都市計画決定した都市再開発の方針について、都市づくりのグランドデザインや都市計画区域マスタープランを実効性のあるものとするため、これらとの整合を図るとともに、事業の進捗状況に合わせた見直しを行い、令和2年度末の都市計画変更に向けて作業を進めております。

変更にあたりましては、2ページをごらんいただきますとおり、東京都より都市計画法第15条の2第2項の規定に基づき、原案資料の作成依頼がありました。本日の都市計画審議会での報告を経て東京都へ回答を行いたいと考えております。

では、今回の変更案の説明の前に、都市再開発の方針について簡単に説明をさせていただきます。

11ページをごらんください。文京区においては、区内全域が計画的な再開発が必要な市街地である1号市街地として指定がされており、このうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区である再開発促進地区に8地区、図示されています文1から文8までが指定をされており、それぞれの計画書につきましては、3ページから10ページまで、また図面につきましては12ページから21ページまでにお示しするとおりとなります。

1ページに戻っていただきまして、2番、文京区における都市再開発の方針の都市計画変更の内容についてになります。今回の主な変更点は大きく2点あります。1点目が文5、大塚五・六丁目地区及び文7、千駄木・向丘地区について、同地区を定めている防災街区整備方針との整合を図るための面積の修正。2点目が名称や文言の一部修正です。いずれも内容としては軽微なものとなります。

まず1点目の面積の修正についてです。7ページ、16ページが文5、大塚五・六丁目地区、それから9ページと19ページが文7、千駄木・向丘地区となります。

7ページの計画書に記載しておりますとおり、大塚五・六丁目地区につきましては、面積を25.6ヘクタールから27.9ヘクタールに変更しております。

同様に9ページをごらんいただきまして、千駄木・向丘地区は77.8ヘクタールから88.6ヘクタールに変更しております。

説明用に参考図を作成しております。22ページをごらんください。大塚五・六丁目地区は、不忍通り第2地区と重複をしている区間がありまして、図の赤で囲んでいる部

分となりますが、これを大塚五・六丁目地区の面積から除外しておりました。同様に23ページ、千駄木・向丘地区におきましても、不忍通り地区と重複する部分を除外しておりました。今回の修正では、重複している面積をそれぞれの地区の面積として計上することにより面積が増えるものです。

なお、別途東京都が定めている防災街区整備方針にこの2地区が定められており、今回の修正により、その面積との整合を図ることとなります。

次に、2点目の名称、文言の一部修正となります。3ページからの計画書をごらんください。左側が旧、右側が新となりまして、下線を引いている部分が変更箇所となります。各地区に共通する変更としましては、左側の2段目でございます都市づくりのグランドデザインの位置づけの部分です。都市づくりのグランドデザインが平成29年9月に策定され、新たに位置づけが定められましたので、それにあわせた記載としております。全ての地区がセンター・コア再生ゾーンから中枢広域拠点域に変更となっており、また5ページの文3、後楽二丁目地区においては、飯田橋側の一部が国際ビジネス交流ゾーンとなったため修正を行っております。

また、eその他の部分で関連します市街地開発事業や関連事業の記載がございますが、現在の進捗等にあわせて修正を行っております。その他、句読点等の修正もあわせて行っております。

以上が変更内容となります。

1ページにお戻りいただきまして、3、今後のスケジュールとなりますが、記載のとおりとなりまして、今ご説明いたしました内容で都市計画法第15条の2に基づき、東京都に回答を行う予定です。

説明は以上となります。

○市川会長 ありがとうございます。都市計画は変更といっても、極めて微修正であって、重複した面積の修正とか、2017年の新しいグランドデザインによってエリアの名前が変わったと。私は2001年のセンター・コア再生ゾーンをつくったほうなので、若干、ノスタルジーから言うと抵抗がありますが、時代の流れということで、中身は変わってないですけどね。名前は中枢拠点に変わったということの変更でございます。都市計画変更というよりは、ちょっとした違いになったということで、皆様よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○市川会長 ありがとうございます。

ほかに、どなたか今日、全く発言なくて、ぜひ言っておきたいことがございましたら。よろしゅうございますか。

○土井委員 マスタープランの概要の話で、今意見を言っている場所なんですね。

○市川会長 今日はまず報告でやりますということで、やり方とかについては。中身は今日の場所じゃないので。いずれまた延々とありますから、それはご心配なく。

○土井委員 わかりました。

○市川会長 ご意見もっといただきたいんですけど、今日盛りだくさんなので、このくらいでよろしゅうございますか。

では、本日は審議案件1件、承認、それから報告案件4件についてご了解いただいたということでよろしいですか。

○土井委員 ちょっとだけ言ってもいいですか。高さの話とかで法律の話をされてたので、私が自分の経験で1つ皆様とシェアしたい話があって、私が文京区じゃなくて杉並区に住んでたときなんですけど、大家さんの上に住んでたんですけど、大家さんの家のすぐ近くの大きな屋敷が壊されて新しく売られて、いっぱい戸建ての住宅がとんとんといっぱい建ったんですよ、広かった土地に。そのときに、大家さんの庭のすぐ横に、新しく建ったおうちがすぐそこだったんですけど、今までそこには壁があったんですね。大家さんのお父さんがいつもお風呂から上がったら裸で、そこでわーと涼むのが好きな人なんですよ。

それを大家さんは工事している人に、そのままだと向こうから見えてしまうから、お父さんの人生の楽しみが減っちゃうからどうにかしてくれないと言ったら、でも、法律違反じゃないんぞと言われてたんですね。でも、私は法律の話をしてるんじゃないんだよねと。これは人の人生の話をしてるんだよねと言って。業者の人は、ここのドアがあかないようになって、窓がちょっとしかあかないから見えないようにするので。でも、それは大家さんの思いじゃなくて、その人にも心地よく住んでほしいから、風が入るようにちゃんとドアもあけてほしいから、ほんとうは見えないようについたてを立ててほしい。風が通るついたてがあったら、それで解決したのに、でも、法律のあれとお金の話で、住んでる人も窓をあけられないという状況になったというのがあって、そういうことを法律じゃない配慮がされたマスタープランがあるといいなと思っています。

○市川会長 1点だけ答えます。審議会なのではっきり言うと、それは近隣紛争のレベル

で近隣協議です。幾らでも解決できます。いろんな手があります。それはあくまでも近隣関係でやるテーマであって、審議会のテーマじゃありません。これははっきり言うておきます。

○海津委員 今マスタープランの話ではないということだったんですけども、それはわかります。ちなみに、再開発のところで、今回の土地づくりのグランドデザインのところの整合性を合わせるというところで今回見直しが行われたというところなんですけれども、まさに都市づくりのグランドデザインの中には、誰もが取りこぼすことなくということですよ。あらゆる人たちにちゃんと安心した生活の場を提供するというグランドデザインの視点があるはずなので、再開発においても、そういうふうないろんなことをするに当たっても、生活保護世帯の人も含めて、今までその人たちが生活をしてきた暮らしを守るという再開発というのは、ここの審議会でもきちっと提言していただくことをお願いしたいと思います。

○市川会長 それは再開発の前提ですね。何の疑いもないです。

○海津委員 なかなか実現が見えないので。

○市川会長 まだ宴もたけなわでございますけど、お時間も参りましたので、本日の審議並びに報告を終了します。

事務局から連絡ございますか。

○澤井幹事 事務局からの連絡事項はございません。

○市川会長 ありがとうございます。それでは、本日の日程は終了いたしましたので、審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —